

議案第92号

芽室町監査委員条例中一部改正の件

芽室町監査委員条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町監査委員条例の一部を改正する条例

芽室町監査委員条例（平成7年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第243条の2」を「法第243条の2の2」に改める。

第5条中「法第199条第4項」の次に「又は同条第5項」を加える。

第10条中「芽室町公告式条例」を「公告式条例」に改める。

第11条第2項中「芽室町職員定数条例」を「職員定数条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

地方自治法の一部改正に伴い、本条例を改正するとともに、文言の整理をしようとするものであります。

芽室町監査委員条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(請求又は必要による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要件を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。</p> <p>(定期監査及び随時監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第199条第4項又は同条第5項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査期日を町長及び関係のある委員会に通知しなければならない。</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第10条 監査委員の行う公表は、<u>公告式条例</u>（昭和25年芽室町条例第15号）に定める公示の例による。</p> <p>(事務局の設置)</p> <p>第11条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く。</p> <p>2 監査委員事務局職員の定数は、<u>職員定数条例</u>（昭和27年条例第33号）の定めるところによる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(請求又は必要による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、法第98条第2項、法第242条第1項若しくは法第243条の2第3項の規定による監査の請求又は法第199条第6項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要件を受理した日から60日以内に監査を行わなければならない。</p> <p>(定期監査及び随時監査)</p> <p>第5条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、あらかじめ監査期日を町長及び関係のある委員会に通知しなければならない。</p> <p>(公表の方法)</p> <p>第10条 監査委員の行う公表は、<u>芽室町公告式条例</u>（昭和25年芽室町条例第15号）に定める公示の例による。</p> <p>(事務局の設置)</p> <p>第11条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く。</p> <p>2 監査委員事務局職員の定数は、<u>芽室町職員定数条例</u>（昭和27年条例第33号）の定めるところによる。</p>